

指定居宅介護支援事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 パナソニックエイジフリー株式会社が設置するパナソニック エイジフリー ケアセンターなみはや・ケアマネジメント（以下「事業所」という。）において実施する指定居宅介護支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護者等からの相談に応じ、及び要介護者とその心身の状況や置かれている環境等に応じて、本人やその家族の意向等を基に、居宅サービス又は施設サービスを適切に利用できるよう、サービスの種類内容等の計画を作成するとともに、サービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整その他の便宜の提供を行うことを目的とする。

(運営の方針)

第2条 この事業所が実施する事業は、利用者が要介護状態等となった場合においても、利用者が可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮して行うものとする。

- (1) 利用者の心身の状況、その置かれている環境などに応じて、利用者自ら選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行なう。
- (2) 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行う。また、利用者に対し、利用者は複数の指定介護サービス事業者等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行う。
- (3) 事業を行うにあたっては、利用者の所在する各市町村、医療機関、地域包括支援センター、他の居宅介護支援事業者、介護保険施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取り組み等との連携に努める。
- (4) 事業を行うにあたっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合には、担当職員の氏名及び連絡先を入院先の病院又は診療所に伝えるよう求める。
- (5) 事業を行うにあたっては、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じる。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 パナソニック エイジフリーケアセンターなみはや・ケアマネジメント
- (2) 所在地 大阪府門真市常称寺町10番1号

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1人 (常勤・主任介護支援専門員と兼務)

管理者は事業所に常勤し、従業員の管理および利用者等の連絡取次ぎなどの運営上必要とされる業務を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定居宅介護支援事業の実施に関し、遵守すべき事項についての指揮命令を行う。

- (2) 介護支援専門員 5人 (常勤 5人、内1名管理者と兼務。ただし、業務の状況により増員することができる。)

要介護者等からの相談に応じ、及び要介護者等がその心身の状況や置かれている環境等に応じて、本人やその家族の意向等を基に、居宅サービス又は施設サービスを適切に利用できるよう、サービスの種類内容等の計画を作成するとともに、サービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整その他の便宜の提供を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝日、8月13日15日ならびに12月29日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前9時00分から午後5時30分までとする。
営業日・営業時間外は、24時間の連絡体制を確保し、利用者等の相談に対応する。

(指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額)

第6条 「門真市指定居宅介護支援事業者の指定並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例」に定める取り扱い方針を遵守するものとし、指定居宅介護支援の提供方法は次のとおりとする。

- (1) 利用者からサービス計画作成依頼などに対する相談は当事業所内相談室にて行なう。
- (2) 課題分析の実施
 - ①課題分析の実施にあたっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行なうものとする。
 - ②課題分析の実施にあたっては、利用者の生活全般についての状態を十分把握

し、利用者が自立した生活を営むことができるよう支援するうえで、解決すべき課題を把握するものとする。

③使用する課題分析表の種類は居宅サービス計画ガイドライン方式を使用するものとする。

(3) 居宅サービス計画の原案

利用者及びその家族の希望並びに利用者について把握された解決すべき課題に基づき、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスを利用するうえでの留意事項等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成する。

(4) サービス担当者会議等の実施

居宅サービス計画原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者を招集した、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、居宅サービス計画原案の内容について、担当者から専門的見地からの意見を求めるものとする。

(5) 居宅サービス計画の確定

介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分したうえで、その種類、内容、利用料等について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得るものとする。

(6) サービス実施状況の継続的な把握及び評価

居宅サービスに位置付けた指定居宅サービス事業者等に対して、個別サービス計画の提出を求め、また居宅サービス計画作成後においても、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行う事により、居宅サービス計画の実施状況や利用者についての解決すべき課題についての把握を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うものとする。

(7) 地域ケア会議における関係者間の情報共有

地域ケア会議において、個別のケアマネジメント事例の提供の求めがあった場合にはこれに協力するよう努めることとする。

第7条 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料は次のとおりとする。

(1) 居宅介護支援を提供した場合の利用料は、厚生大臣の定める介護報酬の告示額。法定代理受領サービスの場合は、利用者負担は無料とする。

(2) 通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴収するものとする。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

事業者から、片道おおむね1キロメートル未満 50円

(3) 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者及びその家族に対して事前に文書で説明し、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるものとする。支払いを受けた場合、領収書を交付する。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は次のとおりとする。
門真市、守口市

(事故発生時の対応)

第9条 事業所は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には次に掲げる対応をする。

- (1) 速やかに門真市、利用者のご家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。
- (2) 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録を行うものとする。
- (3) 利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(苦情処理)

第10条 事業所は次に掲げる苦情処理を行う。

- (1) 事業所は、指定居宅介護支援の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。
- (2) 事業所は、提供した指定居宅介護に関し、介護保険法第23条の規定により門真市が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は門真市の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び門真市が行う調査に協力するとともに、門真市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- (3) 事業所は、提供した指定居宅介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報保護)

第11条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第12条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待等の発生又はその再発を防止のため措置を講じるものとする。

- (1) 虐待防止のための指針を作成し、委員会を設置し、責任者は管理者が担う等必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し虐待防止に関する研修・対応の検討を行うものとする。また、上記については記録にし、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（秘密の保持）

第13条 事業所は、次に掲げる秘密の保持を行う。

- (1) 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- (2) 従業者であったものに、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させる為、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

（反社会的勢力の排除）

第14条 事業者は、役職員、事業者の代理人もしくは媒介をする者又は事業者の主要な出資者が、反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者をいう。以下同じ）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを保証する。

- (1) 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること。
- (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
- (3) 事業者もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること。
- (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
- (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること。
- (6) 事業者又は第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を越えた不当な要求行為取引に関して脅迫的な行為をし、又は暴力を用いる行為、風説を流布し、偽計を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為、その他これに準ずる行為をすること。

（業務継続計画の策定等）

第15条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介

護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- (1) 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- (2) 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（衛生管理等）

第16条 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図る。
- (3) 事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

第17条 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項はパナソニックエイジフリー株式会社と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

（その他運営についての留意事項）

第18条 指定居宅介護支援事業は、以下の条項に留意して事業を行う。

- (1) 事業所では、提供する指定居宅介護支援の評価を行い、常にその改善を図るものとする。さらに、介護支援専門員等の従業者の質的向上を図る為、採用時の研修を行うとともに継続的に研修の機会を継続的に最低年1回設けるものとする。
- (2) 従業者に身分を証する書類を携行させ、利用者又は家族から求められたときこれを提示する。
- (3) 事業所は指定居宅介護支援の提供に関する諸記録を整備し、居宅サービス計画サービス担当者会議、アセスメント及びモニタリングの結果の記録については指定居宅介護支援の提供の終了の日から、その他の記録については当該記録の作成の日から5年間は保存するものとする。
- (4) 事業所は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

附則

この規程は、2018年4月1日から施行する。

この規程は、2018年10月1日から施行する。

この規程は、2020年1月1日から施行する。

この規程は 2021年4月1日から施行する。

この規程は 2021年11月1日から施行する。

この規定は 2021年12月1日から施行する。

この規定は 2022年3月16日から施行する。

この規定は 2022年4月1日から施行する。

この規定は 2023年7月1日から施行する。

この規定は 2024年4月1日から施行する。

この規定は 2024年5月1日から施行する。